

# 事後調査報告書

平成 29 年 9 月 29 日

広島市長 様

事業者

住所 広島市西区南観音 7 丁目 14 番 20 号

氏名 株式会社 クリショー

代表取締役 川端 洋

電話番号 082-292-2355



広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策を適切に講じ、周辺環境への影響を最小限にとどめた。 なお、環境保全措置のうち「エビネ、キンランの生育適地への移植」については、平成 27 年までの事後調査の結果、これらの植物の消失を確認したため、実施が不可能になった。
その他	委託業者：株式会社 エヌ・イーサポート 広島県広島市西区己斐本町 3 丁目 13 番 16 号 代表取締役 長田 智久

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。